

北野グリーントウン自治会会則

(構成名称及び事務所)

第1条 この会は北野4条3丁目及び5条3丁目地域に居住する世帯4班をもって構成し北野グリーントウン自治会と名称し、会長宅に事務所を置く。
(昭和62.4.1) (平成16.3.28)

(目的)

第2条 この会は会員相互の信頼と親睦を図り、生活環境を整備し、住み良い地域社会を形成する為お互いに協力し助け合うことを目的とする。

(事業)

第3条 この会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 公共施設の誘致又は設置及びその管理運営に関すること。
- 2 道路及び交通網の充実整備並びに交通安全に関すること。
- 3 衛生防犯及び教育広報に関すること。
- 4 災害時各会員は協力し安全安心な自治会活動に関すること。
- 5 会員の親睦を図る為の行事。
- 6 その他必要とみとめられる事項。 (平成23.3.26)

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。会長1名、副会長1名、総務1名、会計1名、班長4名、女性部員4名、監査2名。(平成6.4.2) (平成16.3.28) (平成19.3.24)

(役員の仕事)

第5条 この会の会長は会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐するとともに福祉厚生部と協力し福祉推進委員会を補佐する。総務は会務の企画、実施を担当する。会計は会計事務を担当する。班長は班内の連絡、文書の配布、会費の徴収にあたる他、事業の各部を担当する。監査は年1度会計監査を行う。女性部員は各班1名とし部長は福祉厚生部を兼務する。
(平成6.4.2) (平成19.3.24)

(役員の任期)

第6条 この会の役員の任期及び改選は次の通りとする。

- 1 役員の任期は1年とし再任は妨げない。但し補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 会長の選任は、役員選考委員会の推薦を受け総会にて承認を得る。(平成12.3.25)
- 3 役員選考委員会は会長を推薦する機関であり、委員は会長を除く役員会構成員とし、副会長を委員長とする。(平成12.3.25) (平成16.3.28)
- 4 副会長、総務、会計、女性部長の役は班の輪番(1班、2班、3班、4班の順)による選出を基本とする。但し各班の選出者の中から各役を互選により決める事を妨げない。(昭和62.4.1) (平成6.4.2) (平成12.3.25) (平成16.3.28)
- 5 班長は各班で決める。

(会議)

第7条 この会の会議は定期総会、臨時総会、役員会として次により開会する。

- 1 定期総会は会長が招集し毎年度末に開催する。
- 2 臨時総会は会員の3分の1以上の要請があった時、会長が招集する。
- 3 役員会は必要に応じ会長が招集する。
- 4 総会の決議は会員の過半数の出席で可決し、可否同数の時は議長がこれを決める。議長は会員から互選し任にあたる。

(総会の審議事項)

第8条 この会の総会で審議する事項は次の通りとする。

- 1 会則の制定及び改廃。
- 2 予算決算の認定。
- 3 事業計画の決定。
- 4 役員の選任。
- 5 その他重要と認められる事項。

(役員会の構成及び任務)

第9条 この会の役員会は会長、副会長、総務、会計、班長、女性部員をもって構成し、総会で決定された事項の推進と定期総会に提出する翌年度の事業計画の策定、予算並びに決算書の作成。(平成6.4.2)(平成16.3.28)

(活動資金の支給)

第10条 会長に対し、その活動を支援するため月額次の通り支給する。

会 長 3,000円

なお、4月・10月に6ヵ月分を支給する。

(平成15.4.6役員会)(平成16.3.28)(平成19.3.24)(平成20.3.29)(平成22.3.27)
(平成25.3.31)

(相談役)

第11条 この会に相談役を置く事ができる。

1 相談役は、役員会で推薦し総会で承認をうける。

2 相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べる事ができる。

(経 費)

第12条 この会の経費は会費、助成金、補助金及び寄付金などをもってする。

(会 費)

第13条 この会の会員の会費は、月額500円とする。

1 1期 4月～ 6月分 4月25日～30日に集金

2期 7月～ 9月分 7月25日～31日に集金

3期 10月～12月分 10月25日～31日に集金

4期 1月～ 3月分 1月25日～31日に集金

*2、3、4期分については前納も可。(平成23.3.26)

2 排雪費は、年額3,000円として1月末に徴収する。

(平成8.3.24)(平成15.3.30)(平成20.3.29)(平成23.3.26)

但し、1住宅に複数会員世帯が居住の場合、各世帯は半額とする。

(平成16.3.28)(平成18.3.26)(平成20.3.29)

(慶 弔)

第14条 この会の会員の慶弔に対し、次の慶弔見舞い金を贈る。

1 祝い金 出 産 5,000円

敬 老 5,000円

「70歳を迎える年(1/1～12/31)の敬老の日に贈る」

(平成9.3.29)(平成16.3.28)

2 弔慰金 死 亡 10,000円及び弔電。

(文書・帳簿類の保存期間)

第15条 自治会の関係文書、帳簿類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 会議の資料類 3年

(2) 会計帳簿 5年

(3) 定期総会の議案書類 永久

(平成19.3.24)

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(昭和51.1.18)(平成19.3.24)

昭和51年	1月18日	実施	平成18年	3月26日	一部改定
昭和62年	4月 1日	一部改定	平成19年	3月24日	一部改定
平成 6年	4月 2日	一部改定	平成20年	3月29日	一部改定
平成 8年	3月24日	一部改定	平成22年	3月27日	一部改定
平成 9年	3月29日	一部改定	平成23年	3月26日	一部改定
平成12年	3月25日	一部改定	平成25年	3月31日	一部改定
平成15年	3月30日	一部改定			
平成16年	3月28日	一部改定			